

Take courageous steps!

～革命軍が起こした旋風～

志太広域事務組合 志太消防本部予防課指導担当 小林康史

1 管内情勢

志太消防本部は、藤枝市、焼津市の2市で構成されており、静岡県の中央に位置している。藤枝市はサッカーとお茶のまちとして知られ、北部は緑豊かな山々に囲まれ、茶畑が広がっている。焼津市は水産業のまちとして知られ、マグロ水揚げ日本一を誇っている。二級河川の瀬戸川は、藤枝、焼津の2市を抜け、水産資源豊かな駿河湾に至っている。

2 消防本部の組織

当本部は、藤枝・焼津両市の人口約29万人を管轄する1本部、4課、2署、4分署の職員計257名(条例定数260名)で組織され、隔日勤務の体制は変則3部制を敷いている。

3 予防業務体制

当本部の予防業務体制は、本部予防課と、各署の当務員から指名されている予防担当で構成され、各署に日勤者は配置されていない。

本部予防課は、予防課長を筆頭に、消防同意や消防用設備(着工・設置・検査)を担当する予防担当が3名、危険物を担当する危険物担当が3名、違反処理などを担当する筆者の在籍する指導担当(以下、「革命軍」という。)が3名という体制になっている。

防火対象物数は10,423棟、危険物施設数は1,034施設(450事業所)となっている(平成31年3月末現在)。

査察区分を1種から6種までに分け、各署では、救急隊を含め1種から4種までを担当している。



違反処理の対象となる5種対象物を予防課指導担当、危険物施設である6種対象物を予防課危険物担当で実施している。防火対象物の査察は、基本的に各署で行い、公表又は警告対象となった時点で本部予防課に台帳が移管され、5種対象物として予防課で違反処理を行っている。

4 革命軍のTrajectory(軌跡)

決断…

査察をやりましょう。

査察を行うことは、消防吏員なら当たり前で別に変わったことはない。

しかし、平成27年、革命軍は決断した。公表制度が開始される平成29年度までに、予防課ですべての公表対象に違反処理を行い、是正をさせる。この目標を達成するために。

準備…

平成28年度から予防体制の再編成を行い、防火対象物の査察をすべて消防署の当務員で、違反処理を予防課で行うこととなった。当本部は、署に日勤者が配置されていないため、災害対応にあたりながら当務中に大量の査察をこなす当務員には敬意を表したい。

決断をした平成27年度の担当2名が異動し、先輩と筆者の2名が加わった。決断はしたものの、苦戦した。やり方がわからなかった。恥ずかしながら、筆者にあっては、署で実施する通常の査察もまともにこなせていなかったことはもちろんのこと、違反処理に関する用語さえも知らなかった。

当本部の過去の違反処理実績は、警告2件。おそらく消防署が発足したときから数えてだ。それも、その2件はスプリンクラー設備の未設置違反で、大層な質問調書と実況見分を経て、長い期間をかけてやっと是正させたものだ。分厚い過去の資料を見ながら、70件すべてにこれをやるのかとげんなりした。

転機…

平成28年7月、総務省消防庁主催の「違反是正の推進に係る実務研修」の募集案内がきた。

同担当の先輩が申込みしたところ、運良く受講が決定した。そして、同年12月浜松市消防局にお世話になり、違反是正について多くを教えていただいた。先輩から受講内容を聞くと、個人としても組織としてもレベルアップができる羨ましいものであった。

やりましょう…

実務研修を終えた先輩と、同時期に県消防学校予防査察課を修了した筆者の考えは一緒であった。「違反処理、やりましょう。」

内に秘めた熱い思いに差はあったのかもしれないが、考えや向いている方向は一緒だった。

実践…

継続して指導をしていた約70件のうち、未改修の9件に対し、違反処理(警告)の実施を決断した。

翌年すぐに取り掛かり、公表制度開始約2カ月前の2月に9件に対し警告書を交付した。

実践は形となって…

9件あった違反対象物は公表前に6件が改修され、4月時点で3件を公表することとなった。公表や警告がゴールではないものの、その効果はすぐさま形となって現れた。旧査察の違反事項を通知するだけの「やりっぱなし査察」からの脱却である。さらには、3件のうちの1件も早期に是正が完了した。

足踏み…

公表中の2件について、改修が見込まれない。相手には丁寧に説明したが、なかなか改修をする意思が感じられない。ここで、命令案件2件のうちの1件を事案として紹介する。

『家族経営の複合用途防火対象物への命令事案』

- Aがビルを所有し、1階で居酒屋を営んでおり、Bが上階でカラオケ店を1人で営んでいる。当初から一貫して「お金がないから設置できない」の一点張りであった。
- 違反処理をすべく登記を確認したところ、市に差し押さえられていることが判明(後に固定資産税滞納が判明)。関係者は、この時代に携帯電話も持っていないほど、本当にお金がない状態であった。

違反是正

建物概要

構造等	RC造4階建て(屋内一階段)
面積	延べ面積280㎡
用途	複合用途防火対象物：(16)項イ 1階 居酒屋：(3)項口 2階 カラオケボックス：(2)項二 3階 “ 4階 事務所：(15)項
関係者	所有者 A 1階店主 A 2・3階店主 B(Aの息子) 4階 使用なし

指導履歴(時系列)

日付	内容
H7.4	新築
H13.9	最初の立入検査 防火管理者未選任、避難器具一部未設置、 消防用設備等点検未実施
H14.11	2回目の立入検査 前回不備事項に加え、特定一階段等防火 対象物による自火報未設置(平成17年10月 まで)を指摘
H19.1.10	法改正後初の立入検査 自火報未設置、防火対象物点検未実施を 指摘 3階カラオケボックスの閉鎖により、設置 対象外へ
H19.1.20	宝塚市カラオケボックス火災発生 カラオケボックスは自火報全設置(既存の 猶予期間は平成22年3月31日まで)
	立入検査を8回実施するも未改修
H28.4～	予防課指導担当で対応
H29.2	警告書交付
H29.4	違反對象物公表制度による公表
H29.12	命令
H30.5	自火報設置(特定小規模施設用自火報)

- 警告中に所有者であるAが倒れ、介護状態に。当然是正されないため、命令を行わなければならないが、名宛人をどうするか苦慮。
- 弁護士相談をした結果、「介護状態というだけでは管理権原に変化は生じ得ない。」との回答をいただき、Aを名宛人として命令することに。
- 命令発令後、警察と告発手続きについて協議。

しかし、介護状態である現状では、取り調べもできない、逮捕もできないという状態であるから、立件は難しいとの回答をいただいた。

→是正させるための手段は？

- 使用禁止命令の行使を検討
可能性として、そういったこともあり得る旨、Bに話をしたところ、今までAのすることだと他人事と考えていたことを改め、自動火災報知設備の設置を決断する。
- 特定小規模施設用自動火災報知設備を消防法令どおり設置し、当ビルは現在も健全に営業を続けている。

消滅…

もう1件も、着工届から設置完了まで時間は要したものの平成30年7月に設置が完了し、平成28年当初に約70件あった違反對象物は消滅した(平成28年度以降新規覚知を除く)。

明日から実践…

違反処理2年目の平成29年度、幸運にも全国で5名しかいない違反是正の特別アドバイザーの講義を聴講させていただける機会があった。聴講案内に記されたタイトルは「田舎消防の情熱」。内容は衝撃的なもので、日本にこんなに熱い人がいるのかということ、自分たちがやっていることは間違っていないし、本来やるべきだということ。さらに、それらを感じただけでなく、すぐに動けるかどうか勝負であるということ(「田舎消防の情熱」は本誌バックナンバーの2018年2月・3月号をご覧ください)。

しかし、その内容もその時のもので、岐阜市消防本部(以下、「岐阜消防」という。)は常により上へと進化を遂げている。

すぐ動く…

筆者は、熱き思いをインプットしながら、研修内容を同担当に伝えることしかできず、残念ながらすぐには行動することができなかった。そんな中、すぐに動いてくださったのが、同じ講義を聴講されていた当時の署長(現消防長)である。岐阜消防が築き上げた違反処理体制と人材育成。まだ、違反処理について少し進んだだけの当本部が発展するよう、署長自らが特別ア

ドバイザーと連絡を取り、研修受講の機会を与えてくれたのである。

2日間の出稽古…

講義の2カ月後、違反処理主担当の先輩と筆者が岐阜消防で研修を受講させていただくことになった。目的は、当本部のやり方や体制を強化(人材育成を含む。)するために良いモノを吸収すること、当本部で未経験の非特定防火対象物の違反処理についての考え方や手法を肌で感じ、当本部へ還元すること。

率直に感じたのは、実践から無駄なモノを省き、より良いモノにしようとする熱き思い。そしてそれらを実践する行動力と実現する若き職員(同世代)の輝き。

自分たちがやっていることが間違っていないことを確認し、変更する点を確認できた大変貴重な2日間となった。研修を快く受け入れてくださった岐阜消防の方々にはこの場をお借りして再度お礼を言いたい。

岐阜消防では、ターゲット(どの違反か)を決め、期日を消防で定め消防のペースとし、上位措置の留保要件を明確にし、期日前に上位措置の事前決裁を行うことで綻びをなくし、旧査察業務の定番である相手のペースに流されることなく指導が行えている。規程やマニュアルによりがんじがらめとなっておらず、より自由に違反処理を行える体制となっており、若き職員が自立(自律)している。

要領、要綱の変更…

研修後、先輩が筆頭となり、要綱と要領を制定以後初めて変更した。これは、実践で得た経験を基に無駄を省き、より良いモノへと導くための取り組みである。本来、従前の慣れたやり方を、その時のベストへと変更していかなければ、改善なんて図られていないことになる。感じたこと、経験したことをすぐに取り入れようとし、行動する(表現する)ことが大変重要である。

消防長自ら…

平成30年度、前述した当時の署長が消防長となった。「人材育成」を組織目標の1つとしており、消防長自ら岐阜消防を訪れた。組織の長で

ある消防長自らが学ぶ姿勢を持ち、自身の目で確かめ、取り入れよう。

また、平成30年度末には、警防・救急・予防の係長と筆者を引き連れ、岐阜消防の研修へ参加した。違反処理体制の定着だけではなく、当本部職員の「人材育成」のために。

「自分(消防長)の立場から、現場で実働することはできない。だからこそ、縁の下でできることをやる。」このような思いや考え方は今でも一切変わることはなく、常に先見的な目を持ち、取り入れ、どの分野でもより良くしようとしていただいている。

違反処理元年(平成28年4月)からの主な取り組み等…

『公表制度の開始』

平成29年4月より運用が開始。その中で印象に残っている事案がある。占有者が管理権原者に対し、早期に是正するよう訴えかけてくれたこと。また、設備事業者が公表制度のページで確認し、対象物に営業へ行き、その設備事業者により設置され、改修が完了したこと。公表制度の効果があつたと感じた事案であった。

『実践や経験から得た違反処理体制の構築』

①ターゲットの選定

国の示す重大な消防法令違反に加え、年度初めの予防業務指針により査察の重点項目を指定。ターゲットに対し違反処理を実施し、徐々にターゲットの範囲を拡大している。

②改修期日の明確化

各署で行う通知書、勧告書の交付により改修期日を設定し、消防のペースで指導をしている。また、違反処理の進行表(指導の流れ)を交付し、是正するまで指導を継続する本気度を伝えている(やりっぱなし査察からの脱却)。

③徹底した対象物の管理

各署実施の重大な消防法令違反対象物の進捗状況を予防課で管理し、指導の遅れや予防課への移管が遅れている場合には管轄署へ連絡し指導している。

④上位措置の事前決裁

改修期日後、速やかに上位措置へ移行できる

違反是正

よう改修期日前に事前決裁を済ますことで、指導に空き(綻び)ができないようにしている。

『違反を生まない取り組み』

①リーフレットの配布

違反処理を行う中で、無確認による増築や用途変更などによる消防法令違反の発生が多く見受けられたため、管内の行政関係部局(福祉・建築・保健)、建築士協会、建設業組合、不動産協会等にリーフレット(下図参照)を配布し、関係者に消防への事前相談を案内してもらうよう依頼している。

②県及び市との連携

静岡県では、「福祉施設、宿泊施設、飲食店等の防火安全対策に関する申し合わせ事項」により県の行政関係部局と連携を図っている。また、当本部独自で、藤枝・焼津両市の福祉部局へ営業開始前の情報提供と、消防への事前相談の案内を依頼している。

③福祉事業者宛の講習会へ参加

福祉施設は、他の用途に比べ消防法令の規制

が厳しく、消防が未把握のまま使用形態が変更されるケースも見受けられるため、両市の福祉部局を通じて福祉事業者宛の講習会へ参加し、注意喚起を実施している。

『e-ラーニング研修』

平成29年度から、予防課指導担当が作成した「e-ラーニング」研修を、幹部職員を除く全職員へ毎月配信し実施をしている。内容は、査察時の注意事項や近年の法改正など、査察を行う職員のスキルアップのための内容となっている。また、それらの副次的効果として、研修を開始した年から「予防技術検定」の受検者も大幅に増え、合格者も増加している。中には、救急隊専属の救急救命士の受講も見受けられ、大変喜ばしいことに職員の予防業務への意識も非常に高まっている。

違反処理元年からを経験して…

激動の3年間の経験者として、教わったことや感じたこと、メンタリティを含め並べていく。

『消防が果たすべき役割』

消防組織法第1条に「国民を守れ」という任務、消防法に「任務を果たすための権限」、消防組織法第6条に「消防を十分に果たす責任」、地方公務員法第35条に「職務に専念する義務」についてそれぞれ規定されている。

「国民を守るために、職務に専念し与えられた権限を行使することで、消防の責任を十分に果たす」必要があるのである。火災の無常さや悲しみも現場で経験する消防職員であるからこそ、今一度予防の観点について考えてみてほしい。

平成13年、44人もの尊い命が失われた新宿区歌舞伎町の火災を思い出してもらいたい。同様の火災が発生したとき、今の消防隊、救助隊、救急隊の技術ですべての者の命を救えるだろうか。筆者は、大都市の大部隊の技術をもってしてもそれは不可能だと思っている。

しかし、このビルでもし、避難通路が整理整頓されていたら、防火戸が正常に閉まっていたら、自動火災報知設備が正常に作動していたら、避難器具を使っていたら、初期消火が行われていたら、避難誘導が行われていたら、死者は0



啓発用リーフレット



マグロ水揚げ量「日本一」を誇る焼津市の港(写真提供：焼津市広報広聴課)

人になっていたのではないか。これらを守らせる予防業務は人命救助の最前線である。幸いなことに、この予防業務には予算や特別な資機材も必要なく、大都市でも地方でもやる気次第で同じように業務を行えるのである。

『予防とは』

近年、救急分野で「予防救急」という言葉がある。これは救急案件の増加によって、傷病になる前に防ごうという考えから生まれた言葉である。「予防」とは前もって防ぐことを意味している。火災予防で言えば、火災の発生を未然に防ぐこと、火災が発生しても被害を最小限にすることに該当し、その任務と権限は、消防組織法と消防法が制定された時から与えられている。

『やらない言いわけをしない』

①「今までやったこと(経験)がない」

前述したように、消防には任務と権限が与えられており、まだやっていないのであれば、任務と権限の不行使であるに過ぎない。

国から「マニュアル」が示されている。「違反是正支援センター」に聞ける。「消防庁主催の違反是正の実務研修」も受講できる。法律的なことで困れば「弁護士相談事業」を活用し弁護士にも聞ける。全国(都道府県)違反是正アドバイザーや違反処理経験のある多数の消防本部へ聞くことができる。やったことがないからわからないはもう通用しない。

②「人がいない(業務を行うための)」

当本部の職員数の充足率は、県内や全国レベルで見ても最低レベルである。当本部には、消防署の日勤者はいない。違反処理元年から予防課の人員増などない。むしろ、平成25年度の広域化に伴い、人員は減っている。その中でもできることは証明された。最初の一步を踏み出すだけ。違反処理のために新たな資機材だっていない。

人間力＝熱い気持ち(熱量)が大切。

③「(やりたいけど)幹部が理解してくれない」

各種研修等の受講により得た知識などを、正確に上司や幹部へ報告すること。ただ事実のみを伝えるのではなく、熱量を持って本気度を伝え、上司や幹部へ伝わるのが大事。伝える(一方的)ではなく伝わるのが大切。どうせ伝わらないから(ダメだから)と諦めず、熱い気持ちで真っ当な意見を言えているだろうか。

『やってみる』

実践してみることで効果は歴然として現れる。警告書は「行政指導」であり、通知書となら変わらない。しかし、文書の名前が違うだけで、相手方には本気度が伝わる。違反を通知して終わる旧時代の査察「やりっぱなし査察」からの脱却である。

『時間をかけない』

消防法第17条違反の場合、用途と面積(設備によっては収容人員)により違反が確定していれば、改めて違反調査(質問調書録取や実況見

⊘ 違反是正

分など)をする必要はない。警告でも命令でも、明らかに違反が確定しているのであれば、必ずしも必要なものではない。

『違反処理は通常業務』

従前、違反処理自体が予防課の行う特別業務であった。しかし、それは今までやっていなかったから、そう感じていただけであった。今では通常業務として定着しているが、そこがゴールではない。

警察官で言えば、交番勤務だから逮捕しないなんてことは、同じ法律に基づき同じ権限が付与されているからにはあり得ない。今後、早期に当務員での違反処理が通常業務となることが、消防長の願いであり、当本部が組織としても取り組むべきことである。

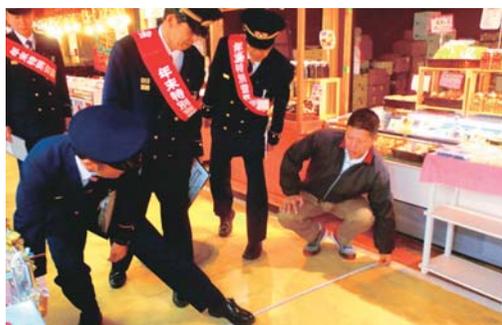
『心のケア』

違反処理をしていると、関係者とのやり取りや心なき言葉を浴びることで、ストレスを抱えることも少なくない。特に、違反処理経験が浅い職員に対しては、組織をあげて心のケア(フォロー)をしていただきたい。

『アウトプット』

表現することが大事。

平成30年度、県内で実施された「違反是正研究会」にて、当本部の都道府県違反是正アドバイザーである先輩が、県内消防本部職員の前で、「権限の適正行使」と称して講演をした。当本部の熱い表現(アウトプット)は少なくとも聴講者へ伝わり巻き込むことができた、聴講していた筆者も感じている。聴講者が、所属に戻り表現(行動)できたのが重要である。



消防長による大型商業施設の年末特別査察

『あの人がいたから』

筆者は、違反処理の主担当4年目を迎え、違反処理元年からを共にした上司・先輩は異動した。違反処理の経験で言えば当本部の中で一番となった。しかし、上司や先輩がいないからダメだと言われたら終わり。今まで築き上げてきたものを崩さぬよう、さらに良きモノとなるよう、本年度からが本当の勝負。現状維持は停滞。少しでも向上できるよう個人としても精進していきたい。

『より良いモノに』

その時のベストも日が経てばベストとは限らない。より良くするには常に改善が必要である。

研修等でインプットをし、熱い思いや本気度を込めて上司や幹部へアウトプットするから、上司や幹部が賛同してくれる。どんなに良い情報や講義を受けても、自分の中にとどめていたら何も変わらない。前例がないからこそ、新規開拓者としてより良いモノにすることができる。熱き思いを言葉にし、行動すれば必ず伝わる。表現、行動、アウトプットをしてほしい。

今までは政令市が先陣を切ってくれていた。しかし、中核消防本部や小規模消防本部でもできることは証明されている。周りを巻き込み、いずれは全国で盛り上がることができれば本望である。

最後に言いたい。筆者が先輩から教わった偉人の言葉。

「勝利は、迅速果敢な行動にあり(ナポレオン・ボナパルト)」

勇気ある1歩を！



予防課のある焼津市消防防災センター